

障害者雇用のようす

—令和7年6月1日現在の障害者雇用状況報告から—



宮城労働局職業安定部キャラクター

ガンちょーさん

宮城労働局職業安定部職業対策課

令和8年3月

R0803 版

はじめに

本書は、令和7年6月1日現在における民間企業・地方公共団体等の障害者の雇用状況及び令和8年1月末現在における県内の公共職業安定所における障害者の職業紹介状況を取りまとめた資料です。

障害者の雇用促進に広く御活用いただければ幸いです。

令和8年3月

目 次

I	令和7年6月1日現在の障害者雇用状況報告集計結果の概要	1
II	障害者雇用状況報告集計結果表	
第1表	民間企業における障害者の雇用状況（宮城県及び全国）	4
第2表	地方公共団体における障害者の雇用状況	5
第3表	一般の民間企業における障害者の雇用状況（規模別）	8
第4表	一般の民間企業における障害者の雇用状況（産業別）	9
第5表	一般の民間企業における障害者の雇用状況（安定所別）	11
第6表	一般の民間企業における障害者の雇用状況の推移	12
グラフ	一般の民間企業における障害者の雇用状況の推移	13
III	障害者の職業紹介状況の概要	15
IV	障害者職業紹介業務取扱状況表	
第7表	障害者職業紹介業務取扱状況	16
第8表	障害者職業紹介業務取扱状況（安定所別就職件数）	17
第9表	産業別・職業別・規模別就職状況	18
第10表	身体障害者の障害部位別就職状況	18
V	障害者雇用優良中小事業主の認定状況と制度概要	19

I 令和7年6月1日現在の障害者雇用状況報告集計結果の概要

－身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について－

宮城労働局が取りまとめた身体障害者、知的障害者及び精神障害者(以下、「障害者」という。)の雇用状況は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定により、宮城県に本社を有し、常用雇用労働者40.0人以上の民間企業(独立行政法人は36.0人以上)と、常用雇用する職員が36.0人以上(一定の教育委員会は37.5人以上)の地方公共団体から、令和7年6月1日現在における障害者の雇用状況の報告を受け、これを集計したものである。

障害者雇用状況報告は、企業の本社所在地の都道府県を単位に集計しており、県内に本社を置かない事業所や、常用労働者数が40.0人未満の企業における障害者の雇用状況は明らかでないことから、本県全体の障害者の雇用状況を全て反映した内容とはなっていないことに留意する必要がある。

1 民間企業における雇用状況

(1) 一般の民間企業

① 雇用されている障害者数及び実雇用率

- 報告対象企業(40.0人以上規模の企業:法定雇用率2.5%)で雇用されている障害者数は7,328.5人で前年より296.5人増加し16年連続で増加している。
- 実雇用率は、2.38%で前年より0.01ポイント低下した。

(第1表(1)、第3表)

② 法定雇用率達成企業の割合

- 法定雇用率達成企業の割合は、50.3%と前年より0.9ポイント増加した。
- 企業規模別で見ると、40.0～100人未満が50.0%、100～300人未満が52.9%、300～500人未満が49.0%、500～1,000人未満が34.5%、1,000人以上が45.7%であった。

(第1表(1))

③ 障害種別の雇用状況

- 雇用者のうち、身体障害者は4,035.0人(対前年比2.4%増)、知的障害者は1,779.5人(対前年比4.2%増)、精神障害者は1,514.0人(対前年比9.5%増)と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きかった。

(第3表、第4表)

④ 産業別の状況

- 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「医療・福祉業」(1,416.0 人、前年より 9.5%、123.0 人増加)、「卸売・小売業」(1,431.0 人、前年より 3.1%、43.5 人増加)等で増加し、「サービス業等」(590.5 人、前年より 8.4%、54.0 人減少)等で減少した。
- 産業別の実雇用率では、「生活関連サービス業、娯楽業」(4.41%)、「医療・福祉業」(2.90%)が法定雇用率(2.5%)を上回っている。

(第4表)

(2) 地方独立行政法人

2.8%の法定雇用率が適用される独立行政法人(36.0人以上規模の法人)における障害者の実雇用率は2.78%であった。

(第1表(2))

2 地方公共団体における雇用状況

(1) 県及び市町村の機関

2.8%の法定雇用率が適用される県の機関(36.0人以上規模の機関)における障害者の実雇用率は3.23%であり前年に比べ0.03ポイント増加し、市町村の機関(36.0人以上規模の機関)については2.61%と、前年に比べ0.04ポイント低下した。

県及び市町村の52機関のうち、法定雇用率に達成していない機関は18機関となっている。

(第2表(1)(3))

(2) 県等の教育委員会の機関

2.7%の法定雇用率が適用される県等の教育委員会の機関(37.5人以上規模の機関)における実雇用率は2.46%であり、前年と比べ0.34ポイント低下した。

対象となる3機関のうち2機関が法定雇用率未達成となった。

(第2表(2)(3))

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 5%
 - (40.0人以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 8%
 - 〔労働者数 36.0人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 8%
- (36.0人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 7%
- (37.5人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。（就労継続支援A型の利用者は除く。）

II 障害者雇用状況報告集計結果表

第1表 民間企業における障害者の雇用状況（宮城県及び全国）

（1）一般の民間企業（法定雇用率2.5%適用）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (人)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 F÷②×100 (%)	⑤ 法定雇用率達成企業の割合 (%)
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 (人)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者 (人)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (人)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者 (人)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者 (人)	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5 (人)		
宮城計	1,801 (1,724)	307,815.5 (294,323.0)	1,234 (1,208)	616 (612)	3,909 (3,695)	524 (505)	147 (113)	7,328.5 (7,032.0)	2.38 (2.39)	50.3 (49.4)
40～	1,012	61,223.5	202	157	655	138	25	1,297.5	2.12	50.0
100人未満	(933)	(56,379.0)	(178)	(124)	(582)	(113)	(21)	(1,129.0)	(2.00)	(47.7)
100～	594	90,693.0	345	247	1,091	236	52	2,172.0	2.39	52.9
300人未満	(598)	(88,825.5)	(344)	(272)	(1,053)	(244)	(40)	(2,155.0)	(2.43)	(53.5)
300～	102	35,614.5	165	31	481	47	20	875.5	2.46	49.0
500人未満	(101)	(34,428.5)	(170)	(43)	(466)	(50)	(8)	(878.0)	(2.55)	(46.5)
500～	58	36,556.0	144	53	455	32	10	817.0	2.23	34.5
1,000人未満	(57)	(34,454.5)	(138)	(43)	(445)	(27)	(5)	(780.0)	(2.26)	(40.4)
1,000人以上	35 (35)	83,728.5 (80,235.5)	378 (378)	128 (130)	1,227 (1,149)	71 (71)	40 (39)	2,166.5 (2,090.0)	2.59 (2.60)	45.7 (45.7)
全国計	120,467 (117,239)	29,210,526.0 (28,162,399.0)	131,865 (130,135)	56,620 (54,411)	355,741 (336,004)	38,811 (39,558)	18,227 (13,995)	704,610.0 (677,461.5)	2.41 (2.41)	46.0 (46.0)
40～	67,885	4,193,772.0	12,479	13,189	37,766	8,888	1,861	81,287.5	1.94	44.7
100人未満	(64,840)	(3,994,359.5)	(12,046)	(13,354)	(35,548)	(9,248)	(1,324)	(78,280.0)	(1.96)	(44.3)
100～	37,052	5,842,804.5	22,060	12,944	64,213	8,931	3,762	127,623.5	2.18	48.6
300人未満	(36,946)	(5,678,380.5)	(22,110)	(12,753)	(61,588)	(9,327)	(2,825)	(124,637.0)	(2.19)	(49.1)
300～	7,083	2,571,111.5	10,808	4,460	29,768	3,346	1,692	58,363.0	2.27	40.3
500人未満	(7,077)	(2,501,456.5)	(10,828)	(4,227)	(28,988)	(3,393)	(1,222)	(57,178.5)	(2.29)	(41.1)
500～	4,843	3,181,265.0	14,616	5,126	39,557	3,371	1,914	76,557.5	2.41	44.5
1,000人未満	(4,808)	(3,089,940.5)	(14,684)	(7,035)	(37,325)	(4,100)	(1,475)	(76,515.5)	(2.48)	(44.3)
1,000人以上	3,604 (3,568)	13,421,573.0 (12,898,262.0)	71,902 (70,467)	20,901 (17,042)	184,437 (172,555)	14,275 (13,490)	8,998 (7,149)	360,778.5 (340,850.5)	2.69 (2.64)	57.5 (54.7)

（2）地方独立行政法人（法定雇用率2.8%適用）

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (人)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 F÷②×100 (%)	⑤ 法定雇用率達成法人の割合 (%)
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 (人)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者 (人)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (人)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者 (人)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者 (人)	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5 (人)		
宮 城 県	4 (4)	1,584.5 (1,403.5)	7 (8)	2 (4)	27 (23)	1 (1)	1 (0)	44.0 (43.5)	2.78 (3.10)	100.0 (100.0)
全 国	377 (373)	528,687.5 (471,294.0)	2,971 (2,923)	709 (627)	7,250 (6,767)	304 (273)	134 (85)	14,120.0 (13,419.0)	2.67 (2.85)	66.0 (76.4)

（注）

- ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を1カウントとしている。
- A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
- 下段の（ ）内は令和6年6月1日現在の数値である。

第2表 地方公共団体における障害者の雇用状況

(1) 法定雇用率2.8%が適用される地方公共団体

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (人)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$ (%)
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 (人)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員 (人)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (人)	D. 重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員 (人)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員 (人)	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D+E) \times 0.5$ (人)	
県の機関	2	6,060.5	50	10	84	3	0	195.5	3.23
	(2)	(6,096.0)	(50)	(12)	(80)	(6)	(0)	(195.0)	(3.20)
市町村の機関	50	30,428.5	168	17	431	17	6	795.5	2.61
	(55)	(28,030.0)	(169)	(22)	(374)	(13)	(2)	(741.5)	(2.65)
合計	52	36,489.0	218	27	515	20	6	991.0	2.72
	(57)	(34,126.0)	(219)	(34)	(454)	(19)	(2)	(936.5)	(2.74)

(2) 法定雇用率2.7%が適用される県等の教育委員会

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (人)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$ (%)
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 (人)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員 (人)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (人)	D. 重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員 (人)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員 (人)	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D+E) \times 0.5$ (人)	
教育委員会	3	20,286.5	101	5	291	1	0	498.5	2.46
	(3)	(17,753.5)	(101)	(5)	(289)	(1)	(0)	(496.5)	(2.80)

(注)

- ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員」については、1人を1カウントとしている。
- A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。
- 下段の（ ）内は令和6年6月1日現在の数値である。

(3) 地方公共団体の各機関の状況

機 関 名		① 職員数	② 障害者 の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
2.8%適用機関計		36,489.0	991.0	2.72	70.5	
1	宮城県	5,424.5	169.5	3.12	0.0	特例認定あり(注4①)
2	宮城県警察本部	636.0	26.0	4.09	0.0	
3	仙台市	10,885.5	285.0	2.62	19.0	特例認定あり(注4②) 12月1日付達成
4	名取市	562.0	17.0	3.02	0.0	
5	岩沼市	503.0	14.0	2.78	0.0	特例認定あり(注4③)
6	亶理町	448.5	16.5	3.68	0.0	特例認定あり(注4④)
7	山元町	181.0	6.5	3.59	0.0	特例認定あり(注4⑤)
8	大和町	265.0	10.0	3.77	0.0	特例認定あり(注4⑥)
9	富谷市	484.0	11.5	2.38	1.5	特例認定あり(注4⑦) 11月1日付達成
10	大衡村	86.0	2.0	2.33	0.0	
11	石巻市	1,500.5	47.0	3.13	0.0	
12	東松島市	561.5	16.0	2.85	0.0	特例認定あり(注4⑧)
13	女川町	150.5	4.0	2.66	0.0	
14	塩竈市	925.0	30.0	3.24	0.0	特例認定あり(注4⑨)
15	多賀城市	623.0	18.0	2.89	0.0	特例認定あり(注4⑩)
16	松島町	209.0	5.0	2.39	0.0	特例認定あり(注4⑪)
17	七ヶ浜町	164.5	3.0	1.82	1.0	7月1日付達成
18	利府町	319.5	11.5	3.60	0.0	特例認定あり(注4⑫)
19	大郷町	104.5	3.0	2.87	0.0	
20	大崎市	2,525.0	57.0	2.26	13.0	特例認定あり(注4⑬)
21	色麻町	140.0	4.0	2.86	0.0	特例認定あり(注4⑭)
22	加美町	438.5	12.0	2.74	0.0	特例認定あり(注4⑮)
23	涌谷町	380.0	10.5	2.76	0.0	
24	美里町	355.0	4.0	1.13	5.0	特例認定あり(注4⑯)
25	角田市	371.5	9.0	2.42	1.0	特例認定あり(注4⑰) 7月8日付達成
26	大河原町	238.5	5.0	2.10	1.0	
27	村田町	181.0	3.0	1.66	2.0	特例認定あり(注4⑱) 11月19日付達成
28	柴田町	407.5	6.0	1.47	5.0	特例認定あり(注4⑲)
29	川崎町	193.5	6.0	3.10	0.0	特例認定あり(注4⑳)
30	丸森町	187.5	5.0	2.67	0.0	
31	白石市	402.5	9.0	2.24	2.0	特例認定あり(注4㉑) 10月1日付達成
32	蔵王町	292.5	7.0	2.39	1.0	特例認定あり(注4㉒)
33	七ヶ宿町	77.5	1.0	1.29	1.0	特例認定あり(注4㉓)
34	栗原市	1,595.0	45.0	2.82	0.0	特例認定あり(注4㉔)
35	登米市	759.0	23.0	3.03	0.0	
36	気仙沼市	1,071.5	22.0	2.05	8.0	特例認定あり(注4㉕)
37	南三陸町	331.5	8.0	2.41	1.0	12月8日付達成
38	名取市教育委員会	186.0	5.0	2.69	0.0	
39	石巻地区広域行政事務組合	45.0	2.0	4.44	0.0	
40	石巻地方広域水道企業団	123.0	4.0	3.25	0.0	
41	大崎地域広域行政事務組合	125.0	4.0	3.20	0.0	
42	涌谷町教育委員会	69.5	1.0	1.44	0.0	
43	加美郡保健医療福祉行政事務組合	140.5	2.0	1.42	1.0	
44	大河原町教育委員会	55.5	2.0	3.60	0.0	
45	仙南地域広域行政事務組合	64.0	1.0	1.56	0.0	
46	みやぎ県南中核病院企業団	448.5	10.0	2.23	2.0	
47	丸森町国民健康保険丸森病院	46.0	2.0	4.35	0.0	
48	登米市教育委員会	163.5	4.0	2.45	0.0	
49	登米市病院事業	469.0	11.0	2.35	2.0	
50	登米市上下水道事業	43.0	1.0	2.33	0.0	
51	気仙沼市病院事業	463.5	8.0	1.73	4.0	
52	南三陸町教育委員会	66.0	2.0	3.03	0.0	
2.7%適用機関計		20,286.5	498.5	2.46	48.5	
1	宮城県教育委員会	12,773.5	325.5	2.55	18.5	
2	仙台市教育委員会	7,115.5	162.0	2.28	30.0	
3	石巻市教育委員会	397.5	11.0	2.77	0.0	

- 注1 ①欄の「職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数である。
- 注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、重度障害者（短時間勤務者以外の身体障害者数及び知的障害者）については、法律上1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントを行っている。重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、法律上1人を0.5人に相当するものとしており0.5カウントしている。重度身体障害者及び知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については法律上1人を0.5人に相当するものとしており0.5カウントしている。
- 注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 注4 注4の機関は、特例認定を受けている。
- 特例認定とは、地方機関A（例：首長部局）及び関係の深い地方機関B（例：教育委員会等）の申請に基づき、労働局長の認定を受けた場合に、地方機関Bに勤務する職員を地方機関Aに勤務する職員とみなすものである。
- ① 宮城県は令和元年5月に宮城県議会事務局、宮城県企業局と特例認定を受けている。
 - ② 仙台市は平成20年5月に仙台市水道事業、仙台市交通事業、仙台市ガス事業、仙台市病院事業と特例認定を受けている。
 - ③ 岩沼市は平成31年2月に岩沼市教育委員会と特例認定を受けている。
 - ④ 亘理町は平成18年10月に亘理町教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑤ 山元町は平成30年5月に山元町教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑥ 大和町は令和元年5月に大和町教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑦ 富谷市は平成26年1月に富谷市教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑧ 東松島市は令和元年5月に東松島市農業委員会、東松島市教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑨ 塩竈市は平成15年6月に塩竈市教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑩ 多賀城市は令和7年5月に多賀城市教育委員会、多賀城市水道事業と特例認定を受けている。
 - ⑪ 松島町は令和6年9月松島町教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑫ 利府町は令和元年5月に利府町教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑬ 大崎市は平成18年11月に大崎市教育委員会、大崎市水道事業及び大崎市病院事業と特例認定を受けている。
 - ⑭ 色麻町は令和5年2月に色麻町教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑮ 加美町は平成20年10月に加美町教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑯ 美里町は令和7年3月に美里町教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑰ 角田市は平成25年1月に角田市教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑱ 村田町は平成25年11月に村田町教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑲ 柴田町は平成25年9月に柴田町教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑳ 川崎町は平成14年12月に川崎町教育委員会と特例認定を受けている。
 - ㉑ 白石市は平成25年12月に白石市教育委員会と特例認定を受けている。
 - ㉒ 蔵王町は平成29年7月に蔵王町教育委員会と特例認定を受けている。
 - ㉓ 七ヶ宿町は平成24年3月に七ヶ宿町教育委員会と特例認定を受けている。
 - ㉔ 栗原市は平成22年2月に栗原市教育委員会と、令和元年5月に栗原市病院事業と令和7年3月に栗原市水道事業と特例認定を受けている。
 - ㉕ 気仙沼市は平成18年11月に気仙沼市教育委員会と、令和元年5月に気仙沼市ガス事業及び水道事業と特例認定を受けている。

第3表 一般の民間企業における障害者の雇用状況（規模別）

	企 業 数 (社)	常 用 雇 用 労 働 者 総 数 (人)	算 定 基 礎 労 働 者 数 (人)	①身体障害者数						②知的障害者数						③精神障害者数				合 計 (① F + ② F + ③ D) (人)	実 雇 用 率 (%)	法 定 雇 用 数 に 不 足 す る 障 害 者 数 (人)
				A	B	C	D	E	F	A	B	C	D	E	F	A	B	C	D			
				重 度 身 体 障 害 者 (人)	短 時 間 重 度 身 体 障 害 者 (人)	重 度 以 外 身 体 障 害 者 (人)	短 時 間 重 度 以 外 身 体 障 害 者 (人)	重 度 身 体 特 定 短 時 間 障 害 者 (人)	(A 計 D × 2 + E + B × C + 0 × 5) (人)	重 度 知 的 障 害 者 (人)	短 時 間 重 度 知 的 障 害 者 (人)	重 度 以 外 知 的 障 害 者 (人)	短 時 間 重 度 以 外 知 的 障 害 者 (人)	重 度 知 的 特 定 短 時 間 障 害 者 (人)	(A 計 D × 2 + E + B × C + 0 × 5) (人)	精 神 障 害 者 (人)	短 時 間 精 神 障 害 者 (人)	精 神 特 定 短 時 間 障 害 者 (人)	A 計 + B + C × 0 × 5 (人)			
合 計	1,801	322,122.5	307,815.5	1,114	156	1,538	184	42	4,035.0	120	31	1,335	340	7	1,779.5	1,036	429	98	1,514.0	7,328.5	2.38	1391.0
40～ 100人未満	1,012	63,721.5	61,223.5	183	34	289	48	8	717.0	19	10	219	90	2	313.0	147	113	15	267.5	1,297.5	2.12	533.5
100～ 300人未満	594	96,036.5	90,693.0	322	55	462	83	13	1,209.0	23	11	330	153	1	464.0	299	181	38	499.0	2,172.0	2.39	496.0
300～ 500人未満	102	37,402.0	35,614.5	136	11	177	17	7	472.0	29	2	192	30	3	268.5	112	18	10	135.0	875.5	2.46	146.5
500～ 1,000人未満	58	38,923.0	36,556.0	133	13	159	9	2	443.5	11	1	170	23	0	204.5	126	39	8	169.0	817.0	2.23	127.5
1,000 人以上	35	86,039.5	83,728.5	340	43	451	27	12	1,193.5	38	7	424	44	1	529.5	352	78	27	443.5	2,166.5	2.59	87.5
達 成	906	171,092.5	164,637.5	825	119	1,083	126	27	2,928.5	89	22	1,077	290	4	1,424.0	735	369	74	1,141.0	5,493.5	3.34	0.0
40～ 100人未満	506	32,820.5	31,537.5	183	34	276	38	5	697.5	19	10	209	81	0	297.5	141	113	14	261.0	1,256.0	3.98	0.0
100～ 300人未満	314	50,182.5	47,228.0	268	42	327	56	11	938.5	21	6	271	143	1	391.0	211	157	29	382.5	1,712.0	3.62	0.0
300～ 500人未満	50	18,581.5	17,538.0	83	7	96	11	3	276.0	27	1	157	18	3	222.5	78	16	5	96.5	595.0	3.39	0.0
500～ 1,000人未満	20	13,733.5	13,380.5	53	9	69	3	1	186.0	9	1	113	12	0	138.0	46	15	3	62.5	386.5	2.89	0.0
1,000 人以上	16	55,774.5	54,953.5	238	27	315	18	7	830.5	13	4	327	36	0	375.0	259	68	23	338.5	1,544.0	2.81	0.0
未 達 成	895	151,030.0	143,178.0	289	37	455	58	15	1,106.5	31	9	258	50	3	355.5	301	60	24	373.0	1,835.0	1.28	1391.0
40～ 100人未満	506	30,901.0	29,686.0	0	0	13	10	3	19.5	0	0	10	9	2	15.5	6	0	1	6.5	41.5	0.14	533.5
100～ 300人未満	280	45,854.0	43,465.0	54	13	135	27	2	270.5	2	5	59	10	0	73.0	88	24	9	116.5	460.0	1.06	496.0
300～ 500人未満	52	18,820.5	18,076.5	53	4	81	6	4	196.0	2	1	35	12	0	46.0	34	2	5	38.5	280.5	1.55	146.5
500～ 1,000人未満	38	25,189.5	23,175.5	80	4	90	6	1	257.5	2	0	57	11	0	66.5	80	24	5	106.5	430.5	1.86	127.5
1,000 人以上	19	30,265.0	28,775.0	102	16	136	9	5	363.0	25	3	97	8	1	154.5	93	10	4	105.0	622.5	2.16	87.5

(注)

1. 規模別区分は、常用雇用労働者総数による。
2. 算定基礎労働者数とは、常用雇用労働者総数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。
3. 法定雇用数に不足する障害者数とは、個々の企業における法定雇用数に対し、雇用不足となっている数を累計したものである。

第4表 一般の民間企業における障害者の雇用状況（産業別）

（1）概要

産業別	項目	企業数 (社)	常用雇用労働者総数 (人)	算定基礎労働者数 (人)	①身体障害者数						②知的障害者数						③精神障害者数				合計 (①F + ②F + ③D) (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率達成企業の割合 (%)
					A	B	C	D	E	F	A	B	C	D	E	F	A	B	C	D			
					重度身体障害者	短時間重度身体障害者	重度以外身体障害者	短時間重度以外身体障害者	重度身体特定短時間障害者	(A×2+B+C)×0.5	重度知的障害者	短時間重度知的障害者	重度以外知的障害者	短時間重度以外知的障害者	重度知的特定短時間障害者	(D+E)×0.5	精神障害者	短時間精神障害者	精神特定短時間障害者	A計 A+B+C×0.5			
01~05	農業・林業・漁業・採石業	12	767.0	732.0	0	0	8	0	0	8.0	0	2	6	0	0	8.0	1	0	0	1.0	17.0	2.32	83.3
06~08	建設業	145	21,833.0	19,910.0	97	2	124	5	2	323.5	3	0	21	0	0	27.0	81	5	0	86.0	436.5	2.19	53.8
09~32	製造業	347	55,097.0	55,012.0	215	10	277	7	1	721.0	11	1	310	15	2	341.5	190	38	5	230.5	1,293.0	2.35	56.8
09・10	食料品・たばこ	109	12,311.5	12,307.5	32	5	57	4	1	128.5	3	0	120	8	0	130.0	44	16	4	62.0	320.5	2.60	61.5
11	繊維工業	7	622.0	622.0	0	0	10	0	0	10.0	1	1	1	0	0	4.0	3	1	0	4.0	18.0	2.89	71.4
12・13	木材・家具	9	889.0	886.0	1	0	4	0	0	6.0	0	0	3	2	0	4.0	2	2	0	4.0	14.0	1.58	55.6
14・15	パルプ・紙・印刷	19	1,394.0	1,394.0	4	0	11	0	0	19.0	0	0	4	0	0	4.0	5	1	0	6.0	29.0	2.08	73.7
16~18	化学・石油 プラスチック	20	7,990.0	7,990.0	16	1	24	0	0	57.0	2	0	65	1	0	69.5	55	9	0	64.0	190.5	2.38	55.0
21	窯業・土石	11	1,019.5	1,019.5	3	0	5	0	0	11.0	0	0	0	0	0	0.0	4	1	0	5.0	16.0	1.57	63.6
22	鉄鋼	4	719.0	657.0	1	0	3	0	0	5.0	0	0	1	0	0	1.0	4	0	0	4.0	10.0	1.52	25.0
23	非鉄金属	4	916.0	910.0	4	0	4	0	0	12.0	2	0	3	0	0	7.0	1	0	0	1.0	20.0	2.20	50.0
24	金属製品	29	2,664.5	2,664.5	11	0	12	0	0	34.0	1	0	13	0	1	15.5	7	2	0	9.0	58.5	2.20	62.1
29	電気機械	45	8,983.5	8,974.5	39	3	53	1	0	134.5	2	0	23	3	0	28.5	27	3	0	30.0	193.0	2.15	51.1
25~27・30・31	その他の機械	50	12,601.0	12,600.0	82	1	62	2	0	228.0	0	0	54	1	1	55.0	25	2	1	27.5	310.5	2.46	48.0
19・20・28・32	その他	40	4,987.0	4,987.0	22	0	32	0	0	76.0	0	0	23	0	0	23.0	13	1	0	14.0	113.0	2.27	50.0
33~36	電気・ガス・水道業	6	13,315.5	13,315.5	71	0	138	0	0	280.0	1	0	33	0	0	35.0	15	0	0	15.0	330.0	2.48	33.3
37~41	情報通信業	49	7,092.0	7,092.0	25	2	17	0	1	69.0	0	0	4	0	0	4.0	37	4	0	41.0	114.5	1.61	34.7
42~49	運輸・郵便業	151	22,503.5	19,437.5	81	5	152	12	1	325.5	1	0	69	6	0	74.0	41	8	5	51.5	451.0	2.32	50.3
50~61	卸売・小売業	262	61,638.0	61,598.0	199	34	223	30	12	676.0	18	8	340	67	2	418.5	231	86	39	336.5	1,431.0	2.32	42.7
62~67	金融・保険業	22	7,859.0	7,859.0	26	7	39	10	0	103.0	0	0	6	0	0	6.0	53	15	0	68.0	177.0	2.25	36.4
68~70	不動産・物品賃貸業	37	6,040.0	6,039.0	16	3	22	6	1	60.5	1	0	26	3	0	29.5	16	8	1	24.5	114.5	1.90	45.9
71~74	学術研究 専門・技術サービス業	54	14,167.0	13,714.0	45	11	51	2	0	153.0	20	1	45	1	0	86.5	65	4	0	69.0	308.5	2.25	40.7
75~77	宿泊業・飲食サービス業	58	8,137.5	8,137.5	25	8	38	13	1	103.0	7	0	30	10	0	49.0	26	5	2	32.0	184.0	2.26	51.7
78~80	生活関連サービス業 娯楽業	53	5,520.5	5,493.0	12	6	22	3	0	53.5	23	4	109	7	1	163.0	17	8	2	26.0	242.5	4.41	43.4
81・82	教育・学習支援業	47	10,151.0	8,400.0	29	1	35	2	0	95.0	0	0	11	4	0	13.0	17	8	2	26.0	134.0	1.60	23.4
83~85	医療・福祉業	357	55,165.0	48,870.5	157	52	209	76	16	621.0	24	12	222	215	1	390.0	162	225	36	405.0	1,416.0	2.90	56.3
86・87	複合サービス事業	14	4,277.0	4,277.0	25	0	22	0	0	72.0	1	1	3	1	0	6.5	9	0	2	10.0	88.5	2.07	28.6
88~96	サービス業等	187	28,559.5	27,928.5	91	15	161	18	7	370.5	10	2	100	11	1	128.0	75	15	4	92.0	590.5	2.11	52.4
合計		1,801	322,122.5	307,815.5	1,114	156	1,538	184	42	4,035.0	120	31	1,335	340	7	1,779.5	1,036	429	98	1,514.0	7,328.5	2.38	50.3

（注） 下段の（ ）内は令和6年6月1日現在の数値である。

(2) 達成・未達成別

項目 産業別	企業数 (社)	常用雇用労働者総数 (人)	算定基礎労働者数 (人)	①身体障害者数						②知的障害者数						③精神障害者数				合計 (①F + ②F + ③D) (人)	実雇用率 (%)
				A	B	C	D	E	F	A	B	C	D	E	F	A	B	C	D		
				重度身体障害者 (人)	短時間重度身体障害者 (人)	重度以外身体障害者 (人)	短時間重度以外身体障害者 (人)	重度身体特定短時間障害者 (人)	計 (A × 2 + B + C + D + E) × 0.5 (人)	重度知的障害者 (人)	短時間重度知的障害者 (人)	重度以外知的障害者 (人)	短時間重度以外知的障害者 (人)	重度知的特定短時間障害者 (人)	計 (D × 2 + B + C + E) × 0.5 (人)	精神障害者 (人)	短時間精神障害者 (人)	精神特定短時間障害者 (人)	A + B + C × 0.5 (人)		
達成企業計	906	171,092.5	164,637.5	825	119	1,083	126	27	2,928.5	89	22	1,077	290	4	1,424.0	735	369	74	1,141.0	5,493.5	3.34
01~05 農業・林業・漁業・採石業	10	668.0	633.0	0	0	8	0	0	8.0	0	2	6	0	0	8.0	1	0	0	1.0	17.0	2.69
06~08 建設業	78	12,928.5	11,761.5	77	1	104	4	2	262.0	3	0	20	0	0	26.0	67	2	0	69.0	357.0	3.04
09~32 製造業	197	37,367.5	37,347.5	185	10	229	6	0	612.0	10	1	264	12	1	291.5	157	36	4	195.0	1,098.5	2.94
33~36 電気・ガス・水道業	2	12,671.0	12,671.0	68	0	137	0	0	273.0	1	0	33	0	0	35.0	15	0	0	15.0	323.0	2.55
37~41 情報通信業	17	2,002.0	2,002.0	11	1	6	0	1	29.5	0	0	0	0	0	0.0	21	1	0	22.0	51.5	2.57
42~49 運輸・郵便業	76	11,790.0	9,925.0	67	3	112	10	1	254.5	1	0	54	2	0	57.0	34	6	3	41.5	353.0	3.56
50~61 卸売・小売業	112	34,454.5	34,454.5	139	28	135	16	8	453.0	14	7	296	53	2	358.5	174	64	32	254.0	1,065.5	3.09
62~67 金融・保険業	8	4,500.5	4,500.5	15	6	24	9	0	64.5	0	0	4	0	0	4.0	36	15	0	51.0	119.5	2.66
68~70 不動産・物品賃貸業	17	2,436.5	2,435.5	14	2	12	3	1	44.0	0	0	10	2	0	11.0	12	7	0	19.0	74.0	3.04
71~74 学術研究 専門・技術サービス業	22	2,303.0	2,303.0	18	4	16	0	0	56.0	2	0	7	0	0	11.0	20	4	0	24.0	91.0	3.95
75~77 宿泊業・飲食サービス業	30	3,890.5	3,890.5	18	5	27	4	1	70.5	7	0	18	8	0	36.0	17	4	0	21.0	127.5	3.28
78~80 生活関連サービス業 娯楽業	23	2,671.5	2,659.0	8	6	20	2	0	43.0	23	4	105	7	1	159.0	14	8	2	23.0	225.0	8.46
81~82 教育・学習支援業	11	1,993.5	1,519.5	13	0	7	0	0	33.0	0	0	1	0	0	1.0	3	0	0	3.0	37.0	2.44
83~85 医療・福祉業	201	28,068.0	25,548.5	116	42	143	61	12	453.5	21	7	191	200	0	340.0	125	214	31	354.5	1,148.0	4.49
86~87 複合サービス事業	4	1,161.0	1,161.0	12	0	4	0	0	28.0	1	0	3	0	0	5.0	1	0	0	1.0	34.0	2.93
88~96 サービス業等	98	12,186.5	11,825.5	64	11	99	11	1	244.0	6	1	65	6	0	81.0	38	8	2	47.0	372.0	3.15
未達成企業計	895	151,030.0	143,178.0	289	37	455	58	15	1,106.5	31	9	258	50	3	355.5	301	60	24	373.0	1,835.0	1.28
01~05 農業・林業・漁業・採石業	2	99.0	99.0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.00
06~08 建設業	67	8,904.5	8,148.5	20	1	20	1	0	61.5	0	0	1	0	0	1.0	14	3	0	17.0	79.5	0.98
09~32 製造業	150	17,729.5	17,664.5	30	0	48	1	1	109.0	1	0	46	3	1	50.0	33	2	1	35.5	194.5	1.10
33~36 電気・ガス・水道業	4	644.5	644.5	3	0	1	0	0	7.0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	7.0	1.09
37~41 情報通信業	32	5,090.0	5,090.0	14	1	11	0	0	40.0	0	0	4	0	0	4.0	16	3	0	19.0	63.0	1.24
42~49 運輸・郵便業	75	10,713.5	9,512.5	14	2	40	2	0	71.0	0	0	15	4	0	17.0	7	2	2	10.0	98.0	1.03
50~61 卸売・小売業	150	27,183.5	27,143.5	60	6	88	14	4	223.0	4	1	44	14	0	60.0	57	22	7	82.5	365.5	1.35
62~67 金融・保険業	14	3,358.5	3,358.5	11	1	15	1	0	38.5	0	0	2	0	0	2.0	17	0	0	17.0	57.5	1.71
68~70 不動産・物品賃貸業	20	3,603.5	3,603.5	2	1	10	3	0	16.5	1	0	16	1	0	18.5	4	1	1	5.5	40.5	1.12
71~74 学術研究 専門・技術サービス業	32	11,864.0	11,411.0	27	7	35	2	0	97.0	18	1	38	1	0	75.5	45	0	0	45.0	217.5	1.91
75~77 宿泊業・飲食サービス業	28	4,247.0	4,247.0	7	3	11	9	0	32.5	0	0	12	2	0	13.0	9	1	2	11.0	56.5	1.33
78~80 生活関連サービス業 娯楽業	30	2,849.0	2,834.0	4	0	2	1	0	10.5	0	0	4	0	0	4.0	3	0	0	3.0	17.5	0.62
81~82 教育・学習支援業	36	8,157.5	6,880.5	16	1	28	2	0	62.0	0	0	10	4	0	12.0	14	8	2	23.0	97.0	1.41
83~85 医療・福祉業	156	27,097.0	23,322.0	41	10	66	15	4	167.5	3	5	31	15	1	50.0	37	11	5	50.5	268.0	1.15
86~87 複合サービス事業	10	3,116.0	3,116.0	13	0	18	0	0	44.0	0	1	0	1	0	1.5	8	0	2	9.0	54.5	1.75
88~96 サービス業等	89	16,373.0	16,103.0	27	4	62	7	6	126.5	4	1	35	5	1	47.0	37	7	2	45.0	218.5	1.36

第5表 一般の民間企業における障害者の雇用状況（安定所別）

項目 安定所別	企 業 数 (社)	常 用 雇 用 者 数 (人)	算 定 基 礎 労 働 者 数 (人)	①身体障害者数						②知的障害者数						③精神障害者数				合 計 (① F + ② F + ③ D) (人)	実 雇 用 率 (%)	法 定 雇 用 率 達 成 企 業 の 割 合 (社)	法 定 雇 用 数 に 不 足 す る 障 害 者 数 (人)
				A 重 度 身 体 障 害 者 (人)	B 短 時 間 重 度 身 体 障 害 者 (人)	C 重 度 以 外 身 体 障 害 者 (人)	D 短 時 間 重 度 以 外 身 体 障 害 者 (人)	E 重 度 身 体 特 定 短 時 間 障 害 者 (人)	F A 計 (D × 2 + B + C + E) × 0 .5 (人)	A 重 度 知 的 障 害 者 (人)	B 短 時 間 重 度 知 的 障 害 者 (人)	C 重 度 以 外 知 的 障 害 者 (人)	D 短 時 間 重 度 以 外 知 的 障 害 者 (人)	E 重 度 知 的 特 定 短 時 間 障 害 者 (人)	F A 計 (D × 2 + B + C + E) × 0 .5 (人)	A 精 神 障 害 者 (人)	B 短 時 間 精 神 障 害 者 (人)	C 精 神 特 定 短 時 間 障 害 者 (人)	D A 計 (A + B + C × 0 .5) (人)				
仙 台	1,131	226,786.5	215,765.5	791	107	1,036	120	33	2,801.5	83	19	866	168	5	1,137.5	708	236	72	980.0	4,919.0	2.28	44.7	1,044.0
大 和	63	15,980.0	15,689.0	79	3	72	4	1	235.5	2	2	52	4	0	60.0	44	9	3	54.5	350.0	2.23	41.3	54.0
石 巻	119	13,726.0	13,144.0	38	8	70	8	2	159.0	4	0	59	22	0	78.0	51	19	1	70.5	307.5	2.34	62.2	64.5
塩 釜	104	13,498.0	12,575.0	41	8	72	11	2	168.5	5	2	37	6	0	52.0	61	23	2	85.0	305.5	2.43	53.8	60.0
古 川	129	14,293.0	13,770.0	49	8	86	8	0	196.0	2	1	66	10	0	76.0	30	3	4	35.0	307.0	2.23	62.8	56.0
大河原	61	13,436.0	13,017.0	37	9	49	12	2	139.0	7	1	111	98	1	175.5	69	101	3	171.5	486.0	3.73	62.3	26.0
白 石	27	3,612.5	3,511.5	13	2	20	5	0	50.5	2	3	25	5	1	35.0	10	6	4	18.0	103.5	2.95	66.7	12.0
築 館	51	6,736.0	6,563.0	17	0	55	7	1	93.0	5	2	30	4	0	44.0	27	8	0	35.0	172.0	2.62	84.3	13.0
迫	51	7,517.5	7,376.5	28	8	46	7	0	113.5	9	1	52	17	0	79.5	16	20	1	36.5	229.5	3.11	60.8	25.0
気仙沼	65	6,537.0	6,404.0	21	3	32	2	1	78.5	1	0	37	6	0	42.0	20	4	8	28.0	148.5	2.32	52.3	36.5
合 計	1,801	322,122.5	307,815.5	1,114	156	1,538	184	42	4,035.0	120	31	1,335	340	7	1,779.5	1,036	429	98	1,514.0	7,328.5	2.38	50.3	1,391.0

第6表 一般の民間企業における障害者の雇用状況の推移

① 年	② 企業数 (社)	③ 算定基礎 労働者数 (人)	④ 障害者の数		⑤ 実雇用率 (%)	⑥ 達成企業数 (社)	⑦ 達成企業の 割合 (%)	⑧ 法定雇用に 不足する数 (人)
			(人)	うち重度 (実数) (人)				
平成 8	880	199,633.0	2,852.0	679	1.43	435	49.4	940.0
9	984	207,827.0	3,021.0	710	1.45	451	45.8	1,013.0
10	969	207,550.0	3,000.0	683	1.45	437	45.1	983.0
11	1,044	211,586.0	3,046.0	698	1.44	412	39.5	1,292.0
12	1,030	207,296.0	3,065.0	711	1.48	422	41.0	1,233.0
13	975	200,813.0	3,004.0	714	1.50	422	43.3	1,135.0
14	950	191,862.0	2,881.0	692	1.50	386	40.6	1,112.0
15	956	190,181.0	2,874.0	681	1.51	397	41.5	1,063.0
16	1,009	202,601.0	2,923.0	706	1.44	409	40.5	1,130.0
17	1,032	205,280.0	3,103.0	751	1.51	436	42.2	1,049.0
18	1,064	212,427.0	3,305.5	806	1.56	463	43.5	1,001.0
19	1,119	219,566.0	3,436.5	841	1.57	510	45.6	997.5
20	1,143	225,877.0	3,567.5	869	1.58	519	45.4	1,102.0
21	1,119	223,891.0	3,504.0	853	1.57	506	45.2	1,050.5
22	1,124	226,985.0	3,679.0	887	1.62	532	47.3	994.0
23	1,096	235,621.5	3,770.5	963	1.60	504	46.0	998.0
24	1,164	243,555.5	3,975.5	1,004	1.63	540	46.4	947.5
25	1,339	261,439.5	4,461.5	1,121	1.71	576	43.0	1,258.0
26	1,364	264,773.0	4,596.5	1,139	1.74	623	45.7	1,177.5
27	1,392	269,852.0	4,830.5	1,169	1.79	648	46.6	1,122.5
28	1,411	274,609.0	5,173.0	1,229	1.88	706	50.0	1,061.0
29	1,396	276,310.0	5,357.5	1,158	1.94	742	53.2	972.0
30	1,525	285,714.0	5,844.5	1,192	2.05	750	49.2	1,218.5
令和 元	1,564	289,031.5	6,100.5	1,233	2.11	788	50.4	1,148.5
2	1,529	287,971.5	6,235.0	1,217	2.17	786	51.4	1,130.0
3	1,593	290,873.5	6,414.5	1,219	2.21	808	50.7	1,261.5
4	1,615	293,248.0	6,477.5	1,201	2.21	810	50.2	1,225.5
5	1,624	295,265.0	6,752.5	1,199	2.29	830	51.1	1,169.5
6	1,724	294,323.0	7,032.0	1,208	2.39	851	49.4	1,350.5
7	1,801	307,815.5	7,328.5	1,234	2.38	906	50.3	1,391.0

注1 障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

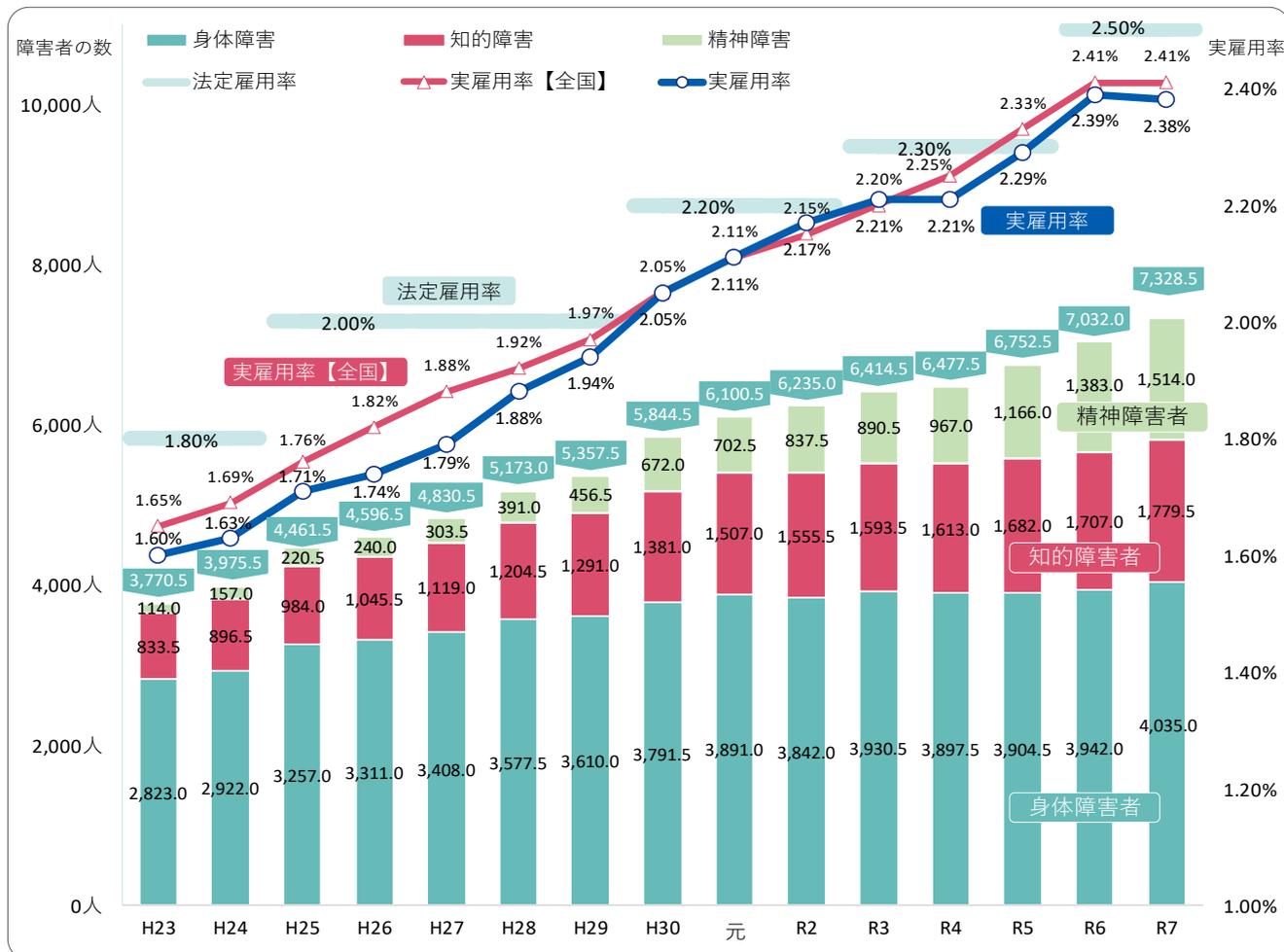
- ～昭和62年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 昭和63年～平成4年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者
- 平成5年～平成17年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者
- 平成18年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者
重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者
（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）
- 平成23年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者
（重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）（※）
※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分と
カウントしていた。
① 報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
② 報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以降に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
令和5年以降は、精神障害者である短時間労働者については、1人分とカウントしている。
- 令和6年以降 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者、
重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者（0.5カウント）
重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者（0.5カウント）

－ グラフ －

一般の民間企業における障害者の雇用状況の推移

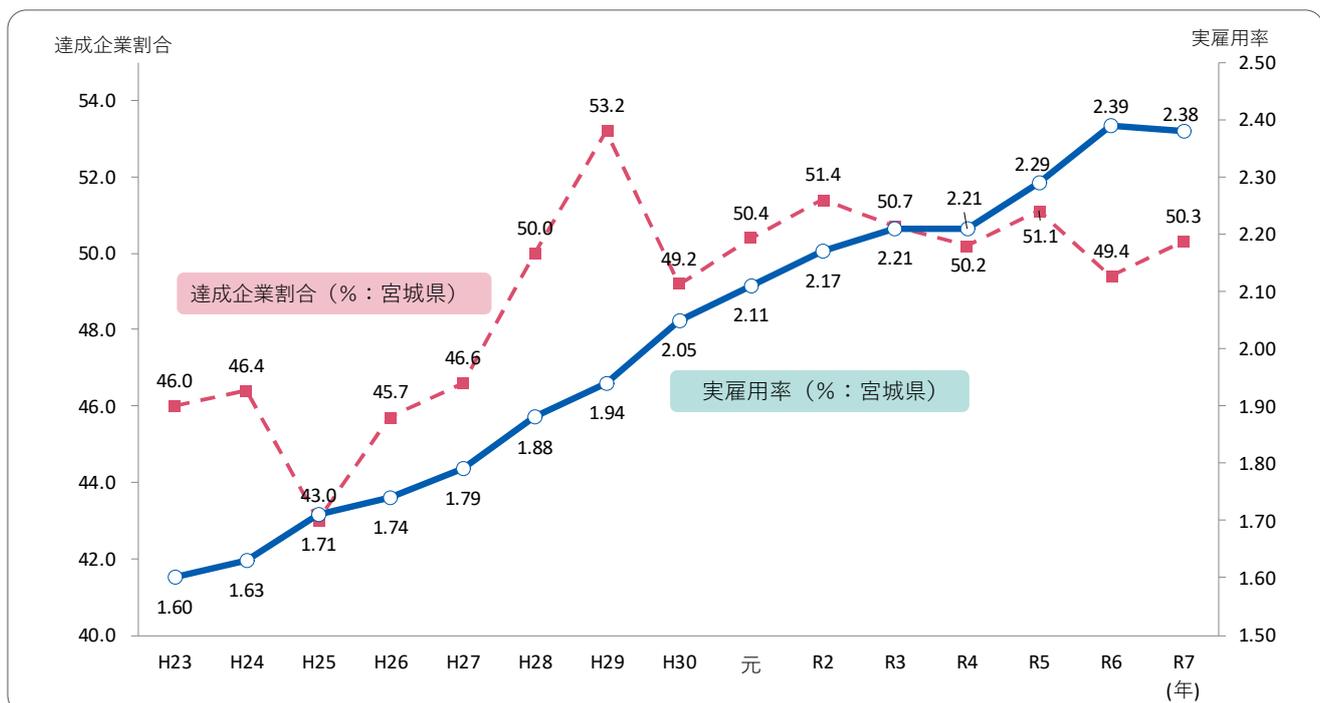
(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数

各年6月1日現在



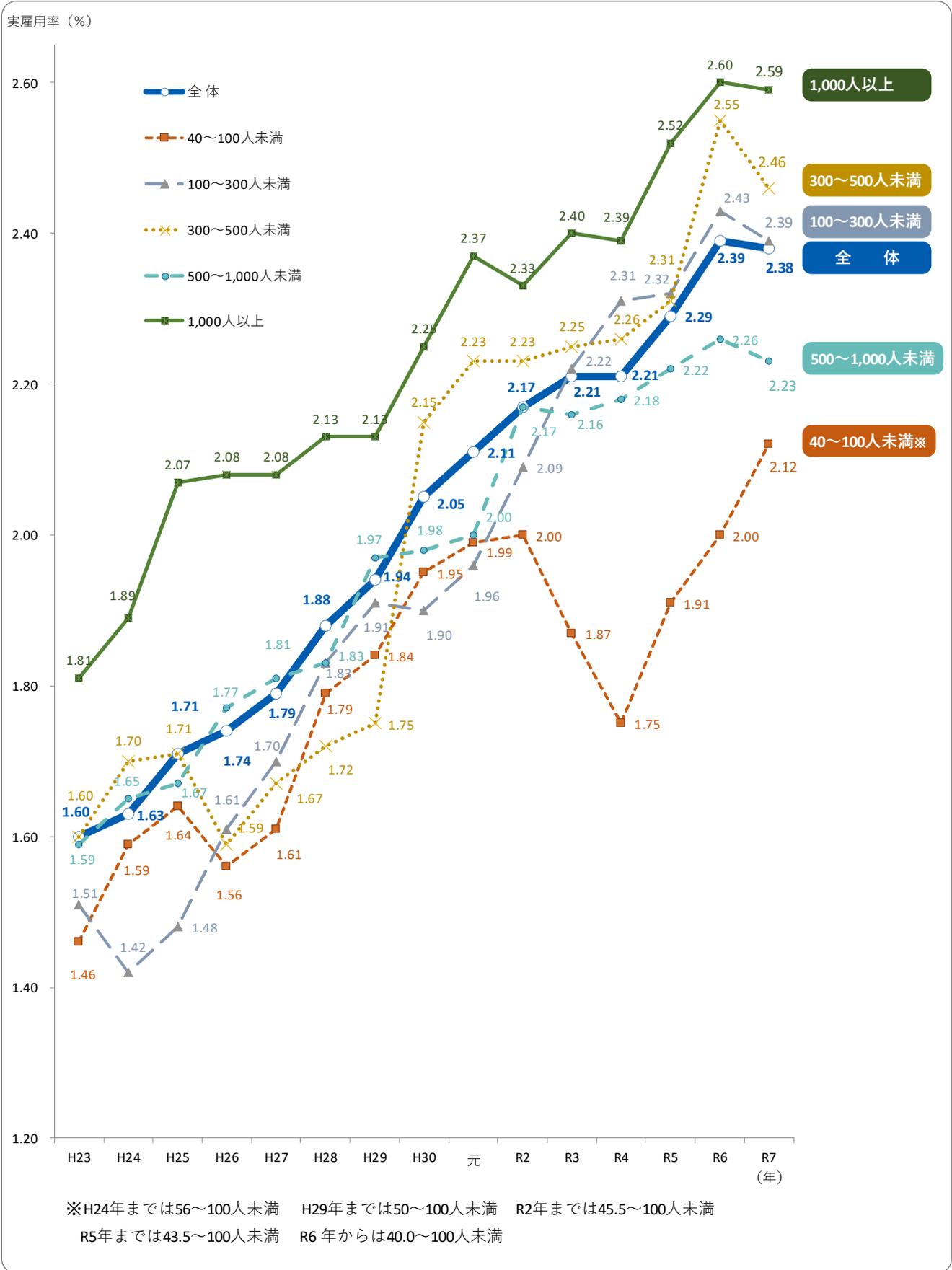
(2) 達成企業割合

各年6月1日現在



(3) 企業規模別実雇用率

各年6月1日現在



Ⅲ 障害者の職業紹介状況の概要

令和7年4月から令和8年1月末までの職業紹介状況

① 新規求職申込件数

新規求職申込件数は3,938件で、前年同期比0.25%（10件）減少した。

（障害種別内訳）

- 身体障害者は940件で、前年同期比2.7%（25件）増加した。
- 知的障害者は603件で、同5.6%（36件）減少した。
- 精神障害者は2,169件で、同1.3%（28件）増加した。
- その他の障害者（発達障害者、難病、高次脳機能障害）は226件で、同10.7%（27件）減少した。

② 就職件数

就職件数は1,613件で、前年同期比7.9%（138件）減少した。身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他の障害者すべてで前年を下回った。

（障害種別内訳）

- 身体障害者は340件で、前年同期比5.3%（19件）減少した。
- 知的障害者は327件で、同20.8%（86件）減少した。
- 精神障害者は881件で、同0.8%（7件）減少した。
- その他の障害者（発達障害者、難病、高次脳機能障害）は65件で、同28.6%（26件）減少した。

③ 有効求職者数

1月末時点の有効求職者数は6,570件で、前年同月比17.1%（958件）増加した。身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他の障害者すべてで前年を上回った。

（障害種別内訳）

- 身体障害者は1,754件で、前年同月比12.9%（200件）増加した。
- 知的障害者は912件で、同16.5%（129件）増加した。
- 精神障害者は3,558件で、同18.5%（556件）増加した。
- その他の障害者（発達障害者、難病、高次脳機能障害）は346件で、同26.7%（73件）増加した。

IV 障害者職業紹介業務取扱状況表

第7表 障害者職業紹介業務取扱状況

令和8年1月末現在

区分 項目	合計					身体障害者										知的障害者					精神障害者					その他障害者 (発達障害、難病、高次脳機能障害等)									
	新規求職申込件数	新規登録者数	(有効求職者数) (各期末現在)	紹介件数	就職件数	新規求職申込件数	重度障害者		45歳以上		新規登録者数	重度障害者		45歳以上		(有効求職者数) (各期末現在)	重度障害者数	紹介件数	重度障害者数	就職件数	重度障害者数	45歳以上	新規求職申込件数	新規登録者数	(有効求職者数) (各期末現在)	紹介件数	就職件数	新規求職申込件数	新規登録者数	(有効求職者数) (各期末現在)	紹介件数	就職件数			
							重度障害者	45歳以上	重度障害者	45歳以上		重度障害者	45歳以上																						
令和元年度計	4,127	1,850	4,132	7,283	1,831	1,120	445	797	474	186	346	1,325	590	1,885	780	453	191	302	678	323	738	784	388	1,918	839	1,779	3,879	839	411	214	290	735	151		
令和2年度計	3,996	1,714	4,083	6,996	1,696	1,084	404	794	432	139	334	1,255	513	1,871	752	393	148	272	645	308	690	615	384	1,790	730	1,740	3,535	717	477	244	398	975	202		
令和3年度計	4,179	1,794	4,207	7,252	1,918	1,086	374	811	458	124	361	1,246	479	1,854	685	428	158	291	682	298	690	802	417	1,892	795	1,847	3,593	861	519	243	424	1,003	212		
令和4年度計	4,368	1,778	4,779	7,120	1,974	1,186	329	898	472	100	368	1,461	490	1,790	546	460	136	336	673	285	756	729	427	2,136	860	2,326	3,995	947	373	161	236	606	140		
令和5年度計	4,715	1,880	5,106	7,608	2,142	1,198	407	902	486	151	390	1,471	531	1,834	583	498	154	377	712	272	748	896	454	2,437	934	2,579	4,423	1,089	368	188	308	455	101		
令和6年4月	446	184	5,024	665	384	134	42	98	64	17	51	1,502	543	160	55	59	22	44	42	9	598	63	186	238	96	2,623	407	118	32	15	301	35	21		
5月	365	150	5,131	598	203	90	32	73	43	12	35	1,535	561	130	36	50	13	28	51	11	611	68	27	196	81	2,686	362	109	28	15	299	38	17		
6月	427	168	5,228	577	173	96	33	83	41	8	37	1,546	563	116	34	38	12	31	59	10	627	71	39	244	102	2,762	350	87	28	15	293	40	9		
7月	468	190	5,444	546	149	92	38	64	45	19	28	1,590	586	101	42	30	8	22	93	45	681	51	26	258	87	2,911	366	87	25	13	262	28	6		
8月	431	200	5,489	525	142	85	32	60	34	8	22	1,567	578	105	37	24	8	15	101	64	736	44	22	216	87	2,924	342	87	29	15	262	34	9		
9月	400	155	5,629	631	144	79	26	64	33	6	29	1,582	582	149	59	30	11	22	91	40	799	64	25	207	74	2,986	400	81	23	8	262	18	8		
10月	417	163	5,673	819	190	108	30	84	44	8	31	1,610	588	199	58	37	18	23	60	15	793	84	31	228	93	3,007	498	109	21	11	263	38	13		
11月	307	133	5,688	477	131	76	22	59	31	6	24	1,621	592	112	29	29	11	22	39	14	781	40	16	167	74	3,016	311	82	25	14	270	14	4		
12月	304	135	5,501	415	135	69	27	55	31	10	26	1,537	565	84	27	43	13	30	54	22	769	53	23	159	68	2,931	266	67	22	14	264	12	2		
令和7年1月	383	144	5,612	726	100	86	21	64	36	9	29	1,554	567	158	47	19	9	16	49	15	783	63	18	228	81	3,002	480	61	20	12	273	25	2		
2月	430	142	5,405	902	172	108	26	85	36	10	32	1,477	533	205	63	43	17	36	47	13	765	124	23	251	78	2,894	532	100	24	15	269	41	6		
3月	474	175	5,542	937	227	131	42	105	57	14	50	1,520	553	226	67	53	18	40	80	13	794	156	49	231	90	2,943	526	116	32	15	285	29	9		
令和6年度計	4,852	1,939	-	7,818	2,150	1,154	371	894	495	127	394	-	-	1,745	554	455	160	329	766	271	-	881	485	2,623	1,011	-	4,840	1,104	309	162	-	352	106		
令和7年4月	463	193	5,675	674	294	145	43	119	65	15	57	1,605	572	139	39	50	16	33	36	11	703	82	144	261	105	3,078	425	94	21	12	289	28	6		
5月	387	166	5,785	642	187	109	38	86	57	13	48	1,653	587	156	58	49	14	38	49	7	706	58	35	210	92	3,127	407	96	19	10	299	21	7		
6月	346	129	5,769	604	147	90	26	68	38	10	29	1,653	583	138	47	24	6	19	34	4	681	68	24	201	77	3,128	353	94	21	10	307	45	5		
7月	430	196	5,899	587	146	107	39	85	43	15	30	1,680	593	139	55	33	14	22	78	45	711	45	14	219	98	3,191	364	91	26	10	317	39	8		
8月	394	201	6,024	503	126	80	27	62	42	10	34	1,691	596	94	32	36	19	27	95	60	771	54	15	202	87	3,241	319	68	17	12	321	36	7		
9月	444	185	6,242	755	141	98	31	74	39	9	31	1,726	609	173	48	29	10	20	113	64	857	87	23	211	71	3,325	456	83	22	11	334	39	6		
10月	426	189	6,384	713	173	92	24	79	43	8	39	1,760	619	168	38	39	6	28	52	12	874	54	27	247	116	3,403	455	99	35	18	347	36	8		
11月	294	124	6,446	536	149	55	24	42	27	9	21	1,764	628	90	39	36	13	29	32	6	869	41	20	190	82	3,458	382	87	17	9	355	23	6		
12月	375	168	6,434	549	143	71	22	58	33	9	29	1,729	617	104	27	25	9	20	71	38	889	41	17	208	85	3,470	371	93	25	12	346	33	8		
令和8年1月	379	140	6,570	775	107	93	26	74	39	10	30	1,754	618	152	50	19	6	14	43	7	912	33	8	220	86	3,558	545	76	23	8	346	45	4		
2月																																			
3月																																			
令和7年度計	3,938	1,691	-	6,338	1,613	940	300	747	426	108	348	-	-	1,353	433	340	113	250	603	254	-	563	327	2,169	899	-	4,077	881	226	112	-	345	65		

第8表 障害者職業紹介業務取扱状況（安定所別就職件数）

令和8年1月末現在

区分 年度月別	県計					仙台					大和					石巻					塩釜					古川					大河原					白石					築館					迫					気仙沼								
	計	身体	知的	精神	その他	計	身体	知的	精神	その他	計	身体	知的	精神	その他	計	身体	知的	精神	その他	計	身体	知的	精神	その他	計	身体	知的	精神	その他	計	身体	知的	精神	その他	計	身体	知的	精神	その他	計	身体	知的	精神	その他	計	身体	知的	精神	その他									
令和元年度計	1,831	453	388	839	151	900	218	198	421	63	58	18	10	23	7	189	34	42	98	15	141	36	30	64	11	202	48	50	83	21	131	36	21	66	8	20	8	1	10	1	69	17	16	22	14	81	25	11	38	7	40	13	9	14	4				
令和2年度計	1,696	393	384	717	202	901	201	208	385	107	25	12	2	8	3	169	48	46	60	15	107	28	16	49	14	166	32	49	68	17	99	18	21	55	5	35	9	4	17	5	51	12	10	14	15	82	19	15	40	8	61	14	13	21	13				
令和3年度計	1,918	428	417	861	212	1,017	210	202	484	121	35	9	8	16	2	182	40	51	74	17	117	27	35	43	12	193	44	56	79	14	116	28	21	54	13	32	11	4	16	1	56	21	6	20	9	88	14	15	45	14	82	24	19	30	9				
令和4年度計	1,974	460	427	947	140	1,036	234	215	510	77	51	12	14	18	7	196	49	45	83	19	119	26	20	69	4	195	43	56	85	11	105	29	24	49	3	27	4	6	15	2	63	15	15	25	8	96	17	13	61	5	86	31	19	32	4				
令和5年度計	2,142	498	454	1,089	101	1,111	248	240	578	45	54	16	11	21	6	216	63	45	104	4	121	31	26	60	4	197	43	38	99	17	113	24	22	63	4	43	11	13	17	2	90	20	15	47	8	112	21	19	70	2	85	21	25	30	9				
令和6年4月	384	59	186	118	21	204	21	119	60	4	12	2	4	4	2	49	4	29	14	2	36	14	8	10	4	30	6	11	9	4	18	6	3	7	2	5	0	1	4	0	12	2	3	6	1	11	2	6	3	0	7	2	2	1	2				
5月	203	50	27	109	17	91	25	9	56	1	6	2	0	2	2	24	7	1	13	3	17	2	1	10	4	20	6	4	5	5	17	4	5	7	1	2	0	0	2	0	12	2	4	6	0	11	2	3	6	0	3	0	0	2	1				
6月	173	38	39	87	9	89	16	13	56	4	4	2	1	1	0	14	3	1	9	1	5	1	2	1	1	27	6	17	4	0	7	1	2	4	0	4	2	0	1	1	4	1	1	2	0	15	5	1	7	2	4	1	1	2	0				
7月	149	30	26	87	6	82	16	11	54	1	4	3	1	0	0	14	3	0	11	0	7	3	1	2	1	12	2	4	4	2	12	1	4	7	0	2	0	1	1	0	7	0	3	3	1	8	2	0	5	1	1	0	1	0	0				
8月	142	24	22	87	9	65	9	11	40	5	12	1	2	8	1	7	4	0	3	0	13	2	3	8	0	14	2	1	11	0	9	3	1	5	0	1	0	1	0	0	3	0	0	3	0	9	0	2	5	2	9	3	1	4	1				
9月	144	30	25	81	8	74	15	11	43	5	3	0	0	3	0	12	5	2	5	0	11	2	2	6	1	15	2	3	10	0	9	3	3	3	0	2	1	0	1	0	8	1	0	6	1	4	1	2	1	0	6	0	2	3	1				
10月	190	37	31	109	13	102	21	20	58	3	13	3	2	7	1	17	1	0	14	2	6	0	3	2	1	28	11	3	10	4	6	0	1	5	0	2	0	0	2	0	5	0	1	4	0	5	1	0	3	1	6	0	1	4	1				
11月	131	29	16	82	4	73	11	8	52	2	8	2	0	5	1	11	6	1	4	0	6	1	2	3	0	7	3	1	3	0	10	3	3	4	0	5	1	1	3	0	4	1	0	2	1	5	0	0	5	0	2	1	0	1	0				
12月	135	43	23	67	2	72	21	10	40	1	7	1	3	3	0	15	10	1	4	0	10	2	2	6	0	11	4	2	4	1	7	2	1	4	0	4	2	1	1	0	4	1	1	2	0	2	0	1	1	0	3	0	1	2	0				
令和7年1月	100	19	18	61	2	53	8	10	35	0	5	2	2	1	0	10	2	3	5	0	7	2	1	4	0	10	4	2	4	0	5	0	0	5	0	2	1	0	1	0	4	0	0	3	1	3	0	0	3	0	1	0	0	0	1				
2月	172	43	23	100	6	99	16	16	67	0	2	1	0	1	0	15	6	1	7	1	3	0	0	3	0	19	4	2	10	3	8	5	0	3	0	3	2	0	1	0	11	4	3	3	1	5	3	0	2	0	7	2	1	3	1				
3月	227	53	49	116	9	104	24	20	56	4	10	0	2	7	1	32	9	6	17	0	5	0	1	4	0	24	7	6	10	1	17	6	4	6	1	3	2	1	0	0	9	1	5	3	0	11	1	3	7	0	12	3	1	6	2				
令和6年度計	2,150	455	485	1,104	106	1,108	203	258	617	30	86	19	17	42	8	220	60	45	106	9	126	29	26	59	12	217	57	56	84	20	125	34	27	60	4	35	11	6	17	1	83	13	21	43	6	89	17	18	48	6	61	12	11	28	10				
令和7年4月	294	50	144	94	6	159	25	87	46	1	5	1	1	2	1	27	3	15	8	1	39	5	11	22	1	28	3	21	4	0	17	6	5	6	0	1	0	1	0	0	6	3	1	2	0	8	3	2	2	1	4	1	0	2	1				
5月	187	49	35	96	7	85	22	12	48	3	7	1	4	2	0	23	6	3	12	2	22	3	8	11	0	13	3	3	5	2	10	5	3	2	0	3	0	2	1	0	10	3	0	7	0	10	4	0	6	0	4	2	0	2	0				
6月	147	24	24	94	5	78	13	9	55	1	7	2	1	4	0	10	3	1	5	1	16	1	5	10	0	12	3	2	6	1	10	1	4	5	0	4	1	0	2	1	3	0	0	2	1	3	0	1	2	0	4	0	1	3	0				
7月	146	33	14	91	8	72	16	7	46	3	2	0	0	2	0	17	4	1	9	3	11	3	0	8	0	16	2	4	9	1	10	3	0	7	0	1	1	0	0	0	5	1	0	4	0	7	3	0	4	0	5	0	2	2	1				
8月	126	36	15	68	7	57	16	9	31	1	3	0	0	3	0	14	4	2	8	0	7	4	0	3	0	12	5	1	5	1	10	2	1	4	3	0	0	0	0	0	6	3	1	2	0	12	2	1	9	0	5	0	0	3	2				
9月	141	29	23	83	6	74	15	10	48	1	2	2	0	0	0	6	2	1	2	1	10	3	0	7	0	14	0	3	9	2	13	1	5	6	1	3	2	0	1	0	6	1	1	3	1	6	1	2	3	0	7	2	1	4	0				
10月	173	39	27	99	8	99	23	16	58	2	2	0	0	2	0	12	6	2	4	0	11	1	1	8	1	13	1	2	7	3	13	2	1	10	0	2	0	1	1	0	5	2	0	2	1	8	2	2	3	1	8	2	2	4	0				
11月	149	36	20	87	6	88	23	12	52	1	5	0	1	4	0	10	4	0	6	0	9	3	1	5	0	15	2	3	6	4	13	3	0	9	1	0	0	0	0	2	0	0	2	0	3	1	1	1	0	4	0	2	2	0					
12月	143	25	17	93	8	74	9	8	54	3	2	0	0	2	0	17	4	1	10	2	11	3	4	4	0	12	3	2	6	1	10	3	1	5	1	2	0	1	1	0	4	0	0	4	0	6	2	0	4	0	5	1	0	3	1				
令和8年1月	107	19	8	76	4	49	6	4	39	0	7	2	0	5	0	8	1	1	6	0	7	1	1	4	1	12	4	1	7	0	6	0	0	5	1	2	1	0	1	0	7	3	0	3	1	6	1	0	5	0	3	0	1	1	1				
2月																																																											
3月																																																											
令和7年度計	1,613	340	327	881	65	835	168	174	477	16	42	8	7	26	1	144	37	27	70	10	143	27	31	82	3	147	26	42	64	15	112	26	20	59	7	18	5	5	7	1	54	16	3	31	4	69	19	9	39	2	49	8	9	26	6				

第9表 産業別・職業別
規模別就職状況

(令和6年度)

産業別 職業別・規模別		就職数		身体 障害者		知的 障害者		精神障 害者	その 他の 障害 者
				重度		重度			
産 業	ABC	農林, 漁業, 採石業	6	2	11	2	11	1	
	D	建設業	19	3	16	1	54	5	
	E	製造業	31	15	59	3	68	17	
	F	電気・ガス・ 水道業	2	2	0	0	4	0	
	G	情報通信業	2	2	2	0	17	0	
	H	運輸業, 郵便業	21	3	19	0	43	4	
	I	卸売業, 小売業	40	13	64	0	108	8	
	J	金融業, 保険業	8	0	4	0	31	2	
	K	不動産業 物品賃貸業	16	9	11	0	27	1	
	L	学術研究, 専門・ 技術サービス業	3	2	4	0	26	4	
	M	宿泊業 飲食サービス業	17	7	21	0	24	3	
	N	生活関連サービス業 娯楽業	8	5	9	1	19	2	
	O	教育, 学習支援業	41	12	12	0	45	5	
	P	医療, 福祉	126	49	208	6	456	39	
	QR	複合サービス事業 サービス業	48	16	40	0	94	7	
	ST	公務・その他	67	20	5	0	77	8	
職 業	A	管 理	0	0	0	0	1	0	
	B	専門・技術	39	17	5	0	47	9	
	C	事 務	168	60	38	0	327	35	
	D	販 売	13	5	21	0	49	2	
	E	サ ー ビ ス	46	18	77	2	144	16	
	F	保 安	10	2	3	0	6	1	
	G	農 林 漁 業	15	8	49	4	81	5	
	H	生 産 工 程	33	12	59	2	68	13	
	I	輸 送 ・ 機 械 運 転	28	9	4	0	28	2	
	J	建 設 ・ 採 掘	9	0	8	0	21	2	
	K	運 搬 ・ 清 掃 ・ 包 装	94	29	221	5	332	21	
合 計			455	160	485	13	1,104	106	
企 業 規 模	49人以下		141	50	147	7	385	47	
	50~99人		58	15	41	1	93	13	
	100~299人		74	30	71	3	153	17	
	300~499人		21	6	44	0	83	10	
	500~999人		28	11	31	0	54	2	
	1,000人以上		133	48	151	2	336	17	

第10表 身体障害者の
障害部位別就職状況

(令和6年度)

障害部位別		就職数		身体障害者	
				重度	
1	視 覚	43	21		
2	聴 覚	56	29		
3	平 衡 機 能	0	0		
4	音 声 ・ 言 語	4	0		
5	上 肢 切 断	11	3		
6	上 肢 機 能	59	19		
7	下 肢 切 断	6	1		
8	下 肢 機 能	117	13		
9	体 幹 機 能	14	0		
10	脳病変上肢機能	2	2		
11	脳病変移動機能	0	0		
12	心 臓 機 能	60	29		
13	腎 臓 機 能	46	38		
14	呼 吸 器 機 能	1	0		
15	膀 胱 ・ 直 腸 機 能	24	0		
16	免 疫 機 能	3	2		
17	肝 機 能	3	3		
18	そ の 他	6	0		
合 計		455	160		

(注)令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

V 障害者雇用優良中小事業主の認定状況と制度概要（もにす認定制度）

障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取組の実施状況などが優良と認められた常用雇用労働者300人以下の中小事業主を、「障害者雇用優良中小事業主」として認定し、地域における障害者雇用のロールモデルとして認知されることで、中小企業全体で障害者雇用の取組が一層推進されることが期待される。

また、障害者雇用の促進と雇用の安定を図ることで、組織における多様性が促進され、高齢者、外国人など誰もが活躍できる職場づくりにつながる。

宮城県においては、令和8年3月までに以下の中小事業主を認定した。

企業名	業種	主たる事業所の所在地
株式会社 新陽ランドリー	クリーニング業	仙台市泉区
株式会社 クリーン&クリーン	その他の事業サービス業	仙台市宮城野区
株式会社 清建	その他の事業サービス業	登米市迫町
社会福祉法人 大和福寿会	医療・福祉業	塩竈市
株式会社 八葉水産	食料品製造業	気仙沼市
株式会社 大場製作所	電気機械器具製造業	栗原市
株式会社 アイエーオートバックス	各種商品小売業・自動車整備業	仙台市
株式会社 仙台にしむら	飲食業	仙台市
株式会社 MIXI EMPOWERMENT	インターネット附随サービス業	仙台市



企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて **と も に す す る** という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けました。

申請・問い合わせ先

宮城労働局職業安定部職業対策課

0 2 2 - 2 9 9 - 8 0 6 2

県内ハローワーク一覧

安定所	電話番号	所在地
仙台公共職業安定所	022-299-8811	仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル
仙台公共職業安定所 大和出張所	022-345-2350	黒川郡大和町吉岡南 2-3-15
石巻公共職業安定所	0225-95-0158	石巻市泉町4-1-18 石巻合同庁舎内
塩釜公共職業安定所	022-362-3361	塩竈市港町1-4-1 マリングート塩釜3F
古川公共職業安定所	0229-22-2305	大崎市古川中里6-7-10 古川合同庁舎内
大河原公共職業安定所	0224-53-1042	柴田郡大河原町大谷字町向 126-4オーガ1階
大河原公共職業安定所 白石出張所	0224-25-3107	白石市字銚子ヶ森37-8
築館公共職業安定所	0228-22-2531	栗原市築館薬師2-2-1 築館合同庁舎内
迫公共職業安定所	0220-22-8609	登米市迫町佐沼字内町 42-10
気仙沼公共職業安定所	0226-24-1716	気仙沼市古町3-3-8 気仙沼駅前プラザ2階